

感染症・災害対応製品開発促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 感染症・災害対応製品開発促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (2) 県内の企業 香川県内に本社又は事業所を有する企業をいう。
- (3) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する「感染症」をいう。
- (4) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する「災害」をいう。

(交付の目的)

第3条 公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）は、感染症や災害に関連する分野において、県内の企業が取り組む感染症・災害対応製品の開発を促進するため、予算の範囲内において、その開発に要する経費の一部を補助するものとする。

(補助対象者及び補助対象事業)

第4条 補助対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内の企業であること
 - (2) 申請を行う企業の代表者及び役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと
 - (3) 県税に未納税額がないこと
- 2 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、感染症対策が必要な医療・福祉の現場や災害時の避難所等において被災者等の生命の維持や健康の促進等に資する製品等の開発又は改良に係る事業であって、新規性、独創性及び有用性が見込まれるものとする（対象となる感染症・災害対応製品は、別表1のとおり）。ただし、当該補助事業について、国、県、外郭団体等の公的団体から補助・助成を受けて行うものを除く。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、財団が第9条の規定による交付の決定を行った日から補助事業が完了した日又は当該会計年度の1月末日のいずれか早い日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間中に支出した補助事業の遂行に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）であって、別表2の補助対象経費の欄に掲げる経費とする。

(補助率及び補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内で、80万円以上500万円以下とする。

- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、あらかじめ財団が別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に、財団が必要と認める書類等を添えて、財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 財団は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、必要に応じて、財団が別に設置する審査委員会の意見を聴いてその内容を審査し、適正と認められるときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助金交付申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 財団は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付決定をしない場合)

第10条 財団は、前条の規定にかかわらず、申請者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、財団が別に定める場合を除き、補助金の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(申請の取下げ)

第11条 申請者が、第9条第1項の規定による通知を受領する前に補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付申請取下書（様式第2号）を財団に提出しなければならない。

- 2 第9条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第9条第1項の補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、その交付決定の通知を受領した日から15日以内に交付申請取下書（様式第2号）により交付申請を取り下げることができる。
- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更等)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）に財団が必要と認める書類を添えて、財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更を、区分間でいずれか低い額の20%を超えて行おうとするとき。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的に変更がない範囲の原材料、副資材等の数量、規格の変更、機械装置等の仕様の変更、その他補助事業の細部の変更を行う場合を除く。
- 2 財団は、前項の申請に係る承認に当たっては、必要に応じ条件を付し、変更の指示をすることができる。
 - 3 補助事業者は、代表者や住所に変更が生じた場合等、補助金交付申請書の記載内容に変更が生じた場合（第1項の規定により承認を受けなければならない場合を除く。）は、速やかにその内容を財団に報告しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を財団に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 財団は、前項の申請に係る承認に当たっては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに遅延等報告書（様式第5号）を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、10月31日現在における補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書(様式第6号)により11月15日までに財団に報告しなければならない。ただし、10月31日までに補助事業を完了又は廃止した場合を除く。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第13条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日又は当該会計年度の2月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)に財団が必要と認める書類を添えて財団に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 財団は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、速やかにその内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第12条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8号)によりその内容を補助事業者へ通知する。

(補助金の請求)

第18条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、精算払請求書(様式第9号)により、財団に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の支払)

第19条 財団は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、速やかにその内容を確認し、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第20条 財団は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が補助事業に関して虚偽申請等不適当な行為をしたと認められるとき。
- (2) 補助対象の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他法令等又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 補助事業を実施しないとき、又は実施する意志が認められないとき。
- (5) 補助事業を中止し、継続して実施する見込がないとき。
- (6) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、第17条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第21条 財団は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(補助事業者の責務)

第22条 補助事業者は、補助事業の実施に当たって関係機関等から協力を得るときは、当該関係機関等と良好な関係を保持するよう努めなければならない。

(財産の管理及び処分制限)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、財団の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限り

でない。

- (1) 財団が補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない場合に限り、補助事業者がその交付された補助金の全部に相当する金額をあらかじめ財団に納付したとき。
- (2) 当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条から第3条までに規定する耐用年数を経過したとき。

（立入検査等）

第24条 財団は、補助金交付事業の適正を期するため必要がある時は、補助事業者に対して報告させ、又は財団の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の経理）

第25条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該補助事業の収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度の終了する日から5年間、保存しなければならない。

（事業化の報告）

第26条 補助事業者は、補助事業の完了後5年度間は、毎会計年度における補助事業の成果の事業化状況を毎会計年度の終了後30日以内に事業化状況報告書（様式第10号）により、財団に報告しなければならない。

（その他）

第27条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）（あくまで例示であり、下記製品以外も対象となり得る。）

分野	分類	開発製品例	備考
感染症対応	医療機器	・感染症検査機器	
	医薬品	・感染症検査薬（原料の開発・改良、簡易検査キットを含む）	
	装置・器具（医療機器以外）	・飛沫・接触防止装置 ・感染性廃棄物処理装置 ・自動洗浄（消毒、清掃）機器	
	用品	・医療用ガウン ・抗菌シート ・高機能マスク	用品については、国内製造が望ましい
	各種システム	・オンライン診断システム ・対話ロボット ・感染症発生通知システム	
災害対応（※）	装置・器具	・予備携帯用酸素ボンベ ・自動洗浄（消毒、清掃）機器 ・水浄化装置（キット）	
	用品	・防災用ヘルメット ・非常用トイレ ・ボディタオル ・プライバシー確保ツール	
	食品	・非常食 ・アレルギー対応食品	

※ 災害対応製品については、原則、備蓄可能なものであること。

別表2 (第6条関係)

経費区分	補助対象経費 (※1)	内容
開発・改良に係る事業費	原材料費	開発・改良に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
	消耗品費	開発・改良に直接使用する消耗品の購入に要する経費
	機械装置・工具器具費	開発・改良に必要な機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、修繕又は借用に要する経費
	技術指導受入れ費	産業財産権等の導入に際し、これに伴う技術指導を受ける場合、又は研究開発等を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合に支払われる経費
	旅費	技術指導を受ける場合等に要する旅費
	産業財産権取得費	特許等の出願、取得に係る経費
	その他の経費	前各号に掲げるもののほか、財団が特に必要と認める経費
開発・改良に係る人件費	直接人件費 (※2)	開発・改良に直接関与する者の直接作業時間に対し支払われる経費
開発・改良に係る委託費 (※3)	委託費	開発・改良に必要な原材料等の再加工及び設計等の委託に要する経費（「機械装置・工具器具費」に該当するものを除く。）
試験導入・実証実験費 (※4)	工事費	試験導入・実証実験先における製品の据付等の試験導入等に必要不可欠な工事に要する経費
	直接人件費 (※2)	導入設定・動作確認・機能検証・操作指導に直接関与する者の直接作業時間に対し支払われる経費
	賃借料	ソフトウェア製品のほか、付随するハードウェアを含むリース料又はレンタル料（試験導入・実証実験に係るものに限る。）
	保守料	試験導入・実証実験において据え付けた製品の保守に要する経費
	旅費 (※5)	試験導入・実証実験に要する旅費

	その他の経費	前各号に掲げるもののほか、財団が特に必要と認める経費
試験導入・実証実験に係る人件費	直接人件費（※2）	導入設定・動作確認・機能検証・操作指導に直接関与する者の直接作業時間に対し支払われる経費
販路開拓費（※4）	広告宣伝費	販路開拓において製品を広く一般顧客に広告宣伝するために要する経費
	旅費（※5）	販路開拓に要する旅費（専門家に対して支払う旅費を含む。）
	専門家謝金	販路開拓において、指導・助言等を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払う経費
	委託費（※6）	製品の販路開拓に必要な業務の委託に要する経費

※1 各補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税を含めない。

※2 直接人件費の補助対象経費は、補助対象経費の総額の50%以内とする。ただし、システム開発に係る直接人件費の補助対象経費は、補助対象経費の総額の80%以内とする。

※3 委託費の補助対象経費は、開発・改良に係る補助対象経費の総額の50%未満とする。

※4 試験導入・実証実験費、試験導入・実証実験に係る人件費及び販路開拓費は、システム開発に係るものに限る。

※5 試験導入・実証実験及び販路開拓に係る旅費の補助金の合計は、50万円を限度とする。

※6 販路開拓に係る委託費の補助対象経費は、試験導入・実証実験及び販路開拓に係る補助対象経費の総額の50%未満とする。